

○情報通信政策部会における委員会の設置

令和八年五月二十二日

情報通信審議会情報通信政策部会決定第二十四号

本審議会の所掌事務のうち本部会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十一条第十二項の規定により、本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

放送政策委員会

放送事業の在り方に関する事項

二 組織等

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおくことができる。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、

関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

附 則

総合政策委員会の設置（令和三年十月十二日情報通信審議会情報通信政策部会決定第二十三号）は、廃止する。